

議事(2)

今年度の実施方針、 次年度以降の展望

フロー、スケジュール

【達成目標】

- ①市漁協の協力を得ながら地元漁業者を中心としたワークショップを開催するとともに、
- ②先進地視察や③洋上風力発電事業に係る勉強会等を開催。

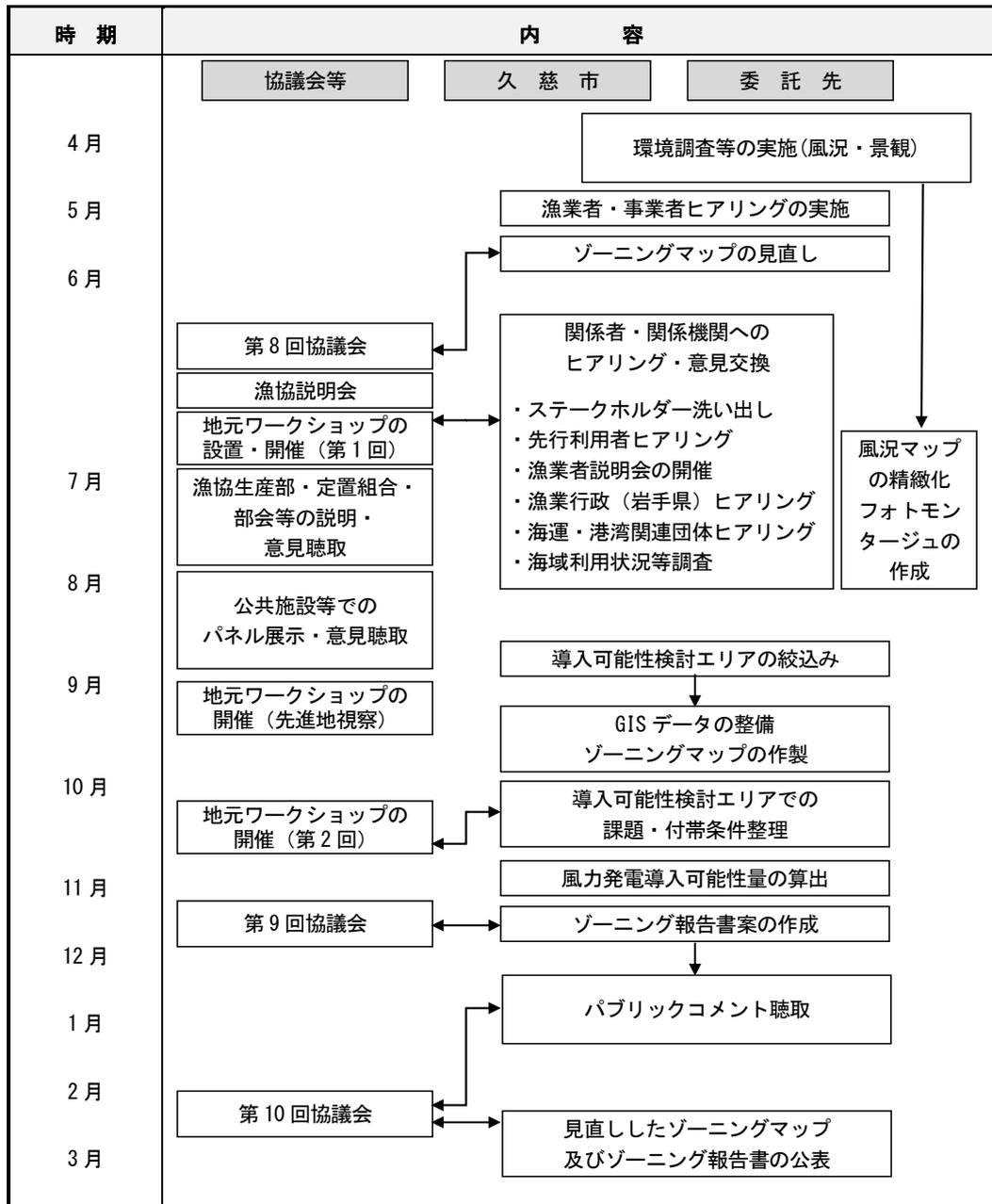


再生可能エネルギー導入事業と地域の課題の同時解決を模索。

- ゾーニング報告書の作成。



導入可能性検討エリアの特性・諸条件を整理したもので、「配慮書」への活用を念頭に置き作成する。



具体の実施内容(1/3)

1 漁業者を中心にしたワークショップ等の開催

(1) 漁業者ヒアリングの実施

※漁場、操業に関する情報、漁業をめぐる課題の聴取

- (2) 「WS1」 ①洋上風力発電の勉強会、②事業者ヒアリングと操業海域とのマッチングの議論。
- (3) 「WS2」 市漁協、漁船漁業者等との先進地視察
- (4) 「WS3」 ①洋上風力発電の勉強会、②具体のエリアを示しての議論。

2 発電事業者へのヒアリング

- (1) 当該海域の導入可能性、導入量の把握
- (2) 事業の具体的な前提条件、ハード・工法等の把握
- (3) 漁業協調等に関する事例収集

具体の実施内容(2/3)

3 先進地視察

- 達成目標：
- ・再エネ海域利用法の促進区域指定に向けてのプロセスがわかる
 - ・漁業協調に向けたプロセスと具体的な施策がわかる
 - ・ウインドファームの実感が持てる

4 景観フォトモンタージュの作成

- (1) 横沼展望所：①視角 2° （距離5.7km）、② 1.5° （7.6km）
③ 1° （11.5km）
- (2) つりがね洞：視角 2°
- (3) 小袖海女センター：視角 2° （県外来訪者が多いことを考慮）
- (4) 市民への意見聴取

具体の実施内容(3/3)

5 コミュニケーションの拡大

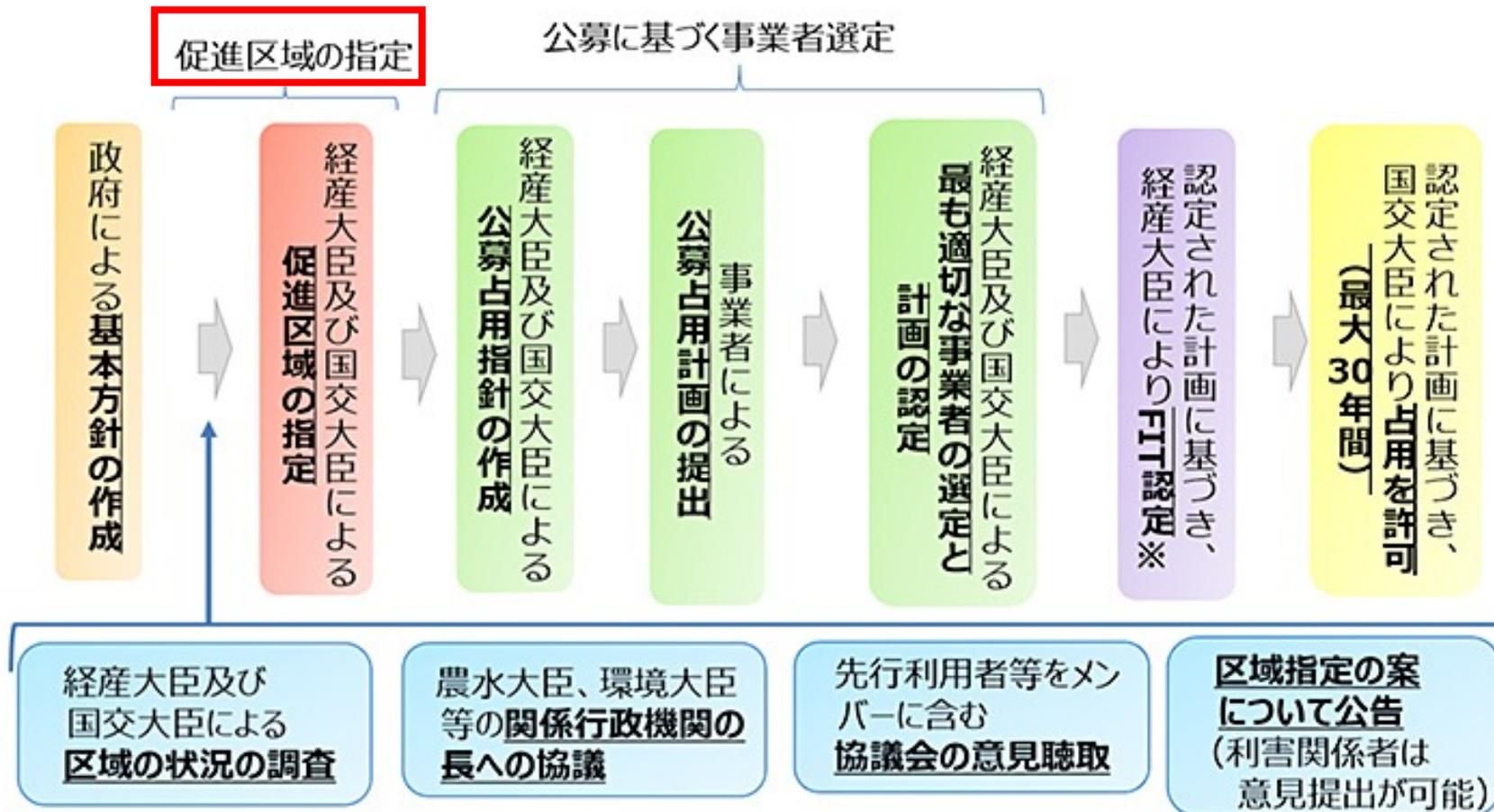
- (1) 地元漁業関係者(市漁協(生産部)、漁船漁業者協議会、定置組合)
※対話の継続、ワークショップ・勉強会の開催
- (2) 隣接自治体(洋野町・野田村)
※協議会へのオブザーバー参加
- (3) 海運・港湾関連事業者
※海上保安庁の協力を得ながらステークホルダへの説明等の実施
- (4) 市民
※市のイベント、公共施設等でのブース開設、意見聴取
※パブリックコメント聴取
- (5) 許可漁業(大臣・知事)
※“導入可能性検討エリア”設定段階で水産庁、県、県漁連相談→訪問説明・協議
- (6) その他ステークホルダの洗い出し

“ゾーニング後”の展望

『再エネ海域利用法』の『促進区域』指定に向けた取り組みの継続

- 1 県から国への情報提供 → 有望な区域への選定
- 2 ゾーニング協議会 → 促進区域案合意に向けての協議会への発展
(有望区域選定後・県設置)
- 3 促進区域の指定基準のクリア
- 4 事業先行型の促進区域指定の現状を意識した取り組みの推進

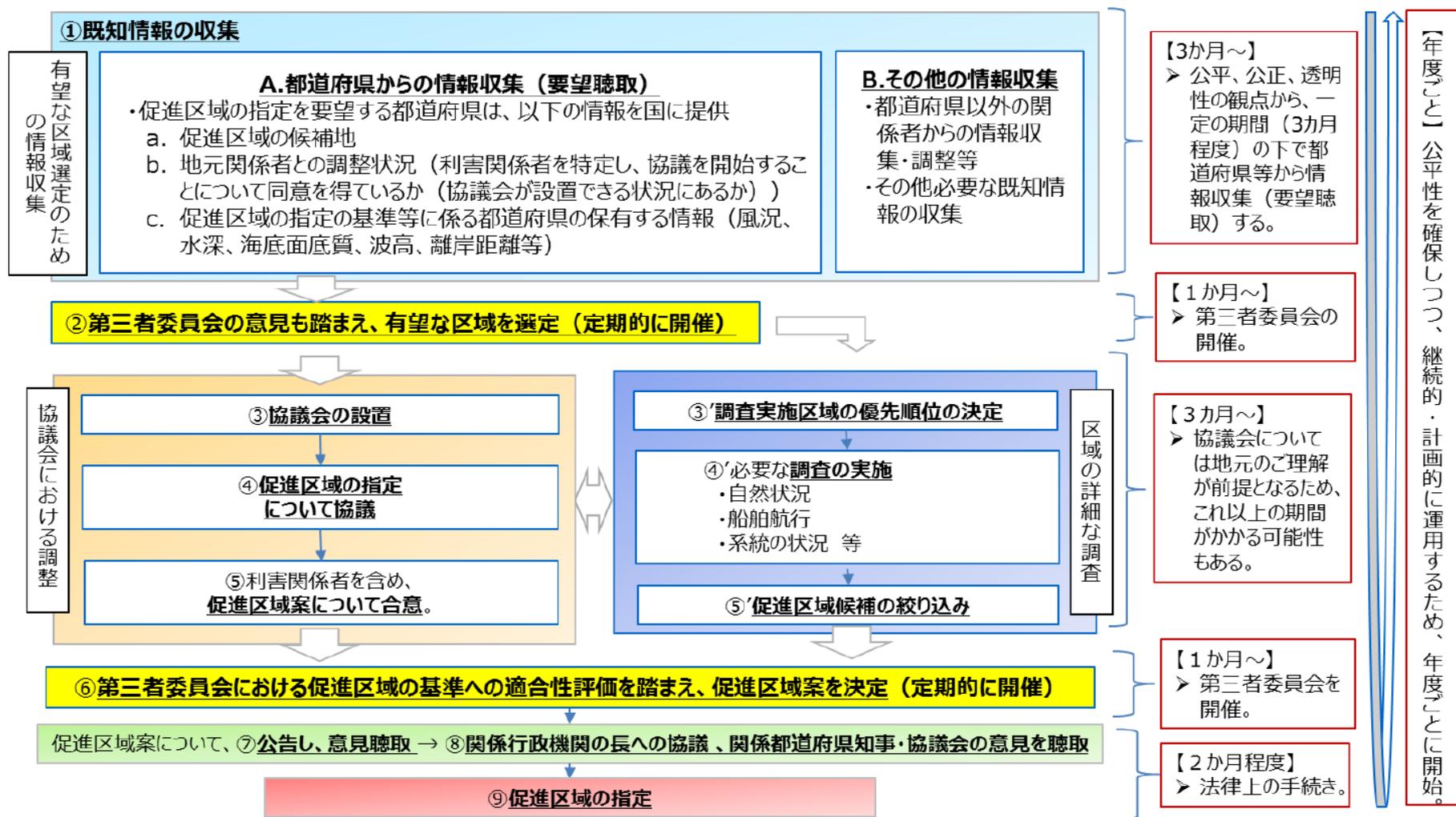
【参考】再エネ海域利用法による手続き



- 法に基づく手続きの下、長期的・安定的・効率的な事業実施の観点から最も優れた事業者を選定

(出典) 経済産業省資源エネルギー庁 HP

【参考】促進地域の指定プロセス

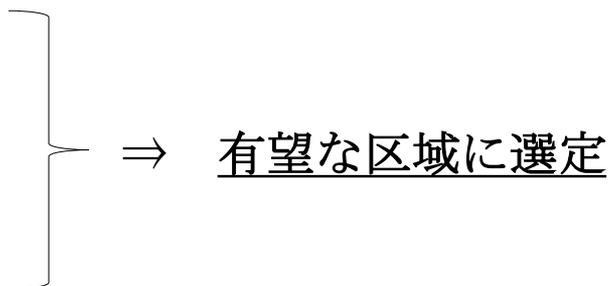


（出典）「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」
令和元年6月経済産業省 資源エネルギー庁・国土交通省 港湾局

【参考】促進地域の指定プロセス [概略]

1 有望な区域の選定(定期的に実施)

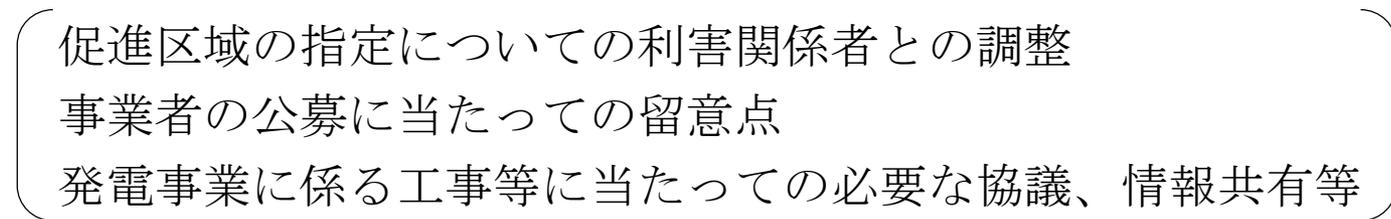
- (1) 促進区域の指定を要望する都道府県から、
促進区域の候補地について国に情報を提供
- (2) 都道府県以外からも必要な情報を収集
- (3) 第三者委員会からの意見を聴取



2 促進区域の指定

- (1) 協議会による調整および詳細調査

- ① 有望な区域について協議会を設置し検討・情報共有



- ② 協議会と並行し、必要に応じ国が詳細調査を実施

⇒ 利害関係者を含めて促進区域案について同意

- (2) 第三者委員会による適合性調査 ⇒ 促進区域案の決定
- (3) 促進区域案の公告および意見聴取 ⇒ 促進区域に指定

参考)「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」令和元年6月経済産業省 資源エネルギー庁・国土交通省 港湾局

【参考】促進地域指定までに収集・確認される情報

1 国に向けて都道府県から候補地の情報提供

- 促進区域指定プロセスの入口
- 提供する情報
 - (1) 促進区域の候補地
 - (2) 地元関係者との調整状況（利害関係者を特定し、協議を開始することについて同意を得ているか（協議会が設置できる状況にあるか）
 - (3) 促進区域の指定基準等に係る都道府県の保有する情報（風況、水深、海底面底質、波高、離岸距離等）

2 有望な区域の条件の有無

- (1) 促進区域の候補地があること
- (2) 利害関係者を特定し、協議を開始することについて同意を得ていること（協議会が設置できる状況にあること）
- (3) 促進区域の指定基準に基づき、促進区域に適合していることが見込まれること

3 発電事業計画を進めている事業者からも情報収集

- 基礎情報、系統関連、調査関連、基地港湾、地域関連
- 原則非公開

【参考】促進区域の指定基準（再エネ海域利用法第8条）

- 1 気象海象その他の自然的条件が適切であり、発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること
 - 2 周辺の航路及び港湾の利用保全等への支障を及ぼすことなく発電設備を適切に配置することが可能であると認められること
 - 3 発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であると認められること
 - 4 発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること
 - 5 発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること
 - 6 漁港の区域、港湾区域、海岸保全区域等と重複しないこと
- ※ その他考慮すべき事項として、海洋環境の安全、海洋の安全の確保（航空路等）、海洋に関する施策との調和（海底ケーブル、電波等）（同法第3条）について確認する。